

令和4年11月22日

第56回大阪府医療審議会

【議案】

働き方改革部会の設置について

【理由】

改正医療法に基づき、医師に対する時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用が開始される。

当制度において、一定の要件を満たす医療機関については、予め医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県から特定労務管理対象機関として指定を受けた場合には、年間の時間外労働時間の上限規制が緩和される。

この指定業務を円滑に遂行するため、医療審議会に働き方改革部会を設置するもの。

設置時期については、指定業務が令和5年度当初から開始されることから、指定にあたっての要件等を審議し、府内医療機関へ申請受付に関して周知する必要があるため、令和4年11月中とするものである。

医師の働き方改革 水準指定業務の進め方について

～指定に際しての意見聴取機関の位置づけ～

医師の働き方改革について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案の概要

< I. 医師の働き方改革 >

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~) 法改正で対応						
地域医療等の確保	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	医師の健康確保	
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	面接指導 健康状態を医師がチェック 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)	
	連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務		義務
	B (救急医療等)	1,860時間				
	C-1 (臨床・専門研修)					
C-2 (高度技能の修得研修)						

< II. 各医療関係職種専門性の活用 >

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】
タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。
2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置
①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

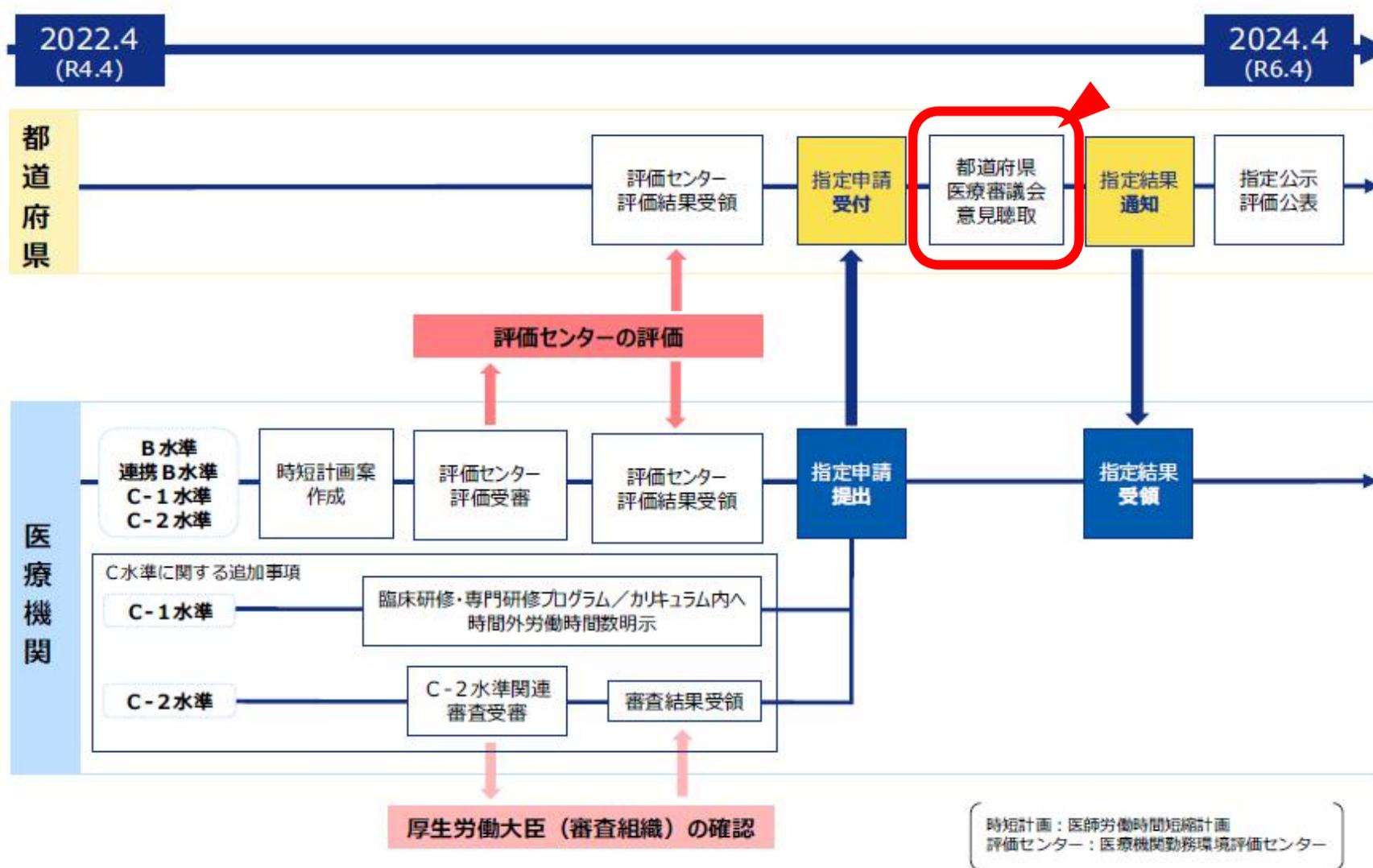
< III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保 >

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】
医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。
2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日施行】
令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。
3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】
医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

< IV. その他 > 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

医師の働き方改革 都道府県の指定の流れ

医療機関からB／連携B／C水準申請があった場合、指定にあたり、あらかじめ都道府県医療審議会等の意見を聴かなければならない（改正医療法）



厚生労働省作成（医政発0401第31号 R4.4.1）

円滑な指定作業を進めるための意見聴取の整理（案）

課 題

指定にあたっては、医師の派遣調整等医師確保対策の具体的な協議・調整を行う場である医療対策協議会での実質的な議論・意見聴取が不可欠であるが、これに加えて、医療審議会の意見を改めて徴取することは、会議開催に手間と時間を要し、指定業務の迅速な遂行に支障が生じる可能性がある

対 応

指定業務を円滑に進めるために、医療審議会に、医療対策協議会委員を構成員とした『働き方改革部会』を新たに設置し、同時開催により、双方の会議からの意見聴取を行う

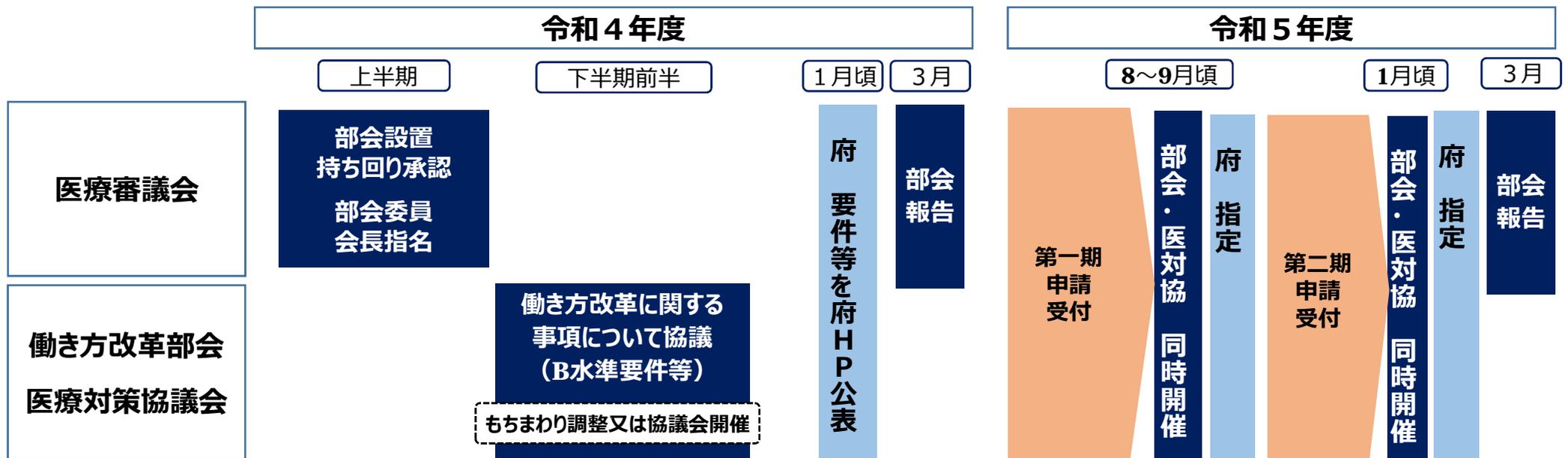
構成員	医対協	医療審部会
大阪府私立病院協会会長	○	○
大阪医科薬科大学医学部長	○	※
大阪府自治体病院開設者協議会会長（豊中市長）	○	※
大阪公立大学大学院医学研究科長兼医学部長	○	※
大阪大学大学院医学系研究科長 医学部長	○	※
大阪府病院協会会長	○	○
大阪府立病院機構理事長	○	※
関西医科大学学長	○	※
大阪府医師会副会長	○	○
大阪府女医会	○	※
大阪府歯科医師会会長	○	○
大阪府公立病院協議会会長（八尾市立病院総長）	○	※
近畿大学医学部長	○	※
ささえあい医療人権センターCOML理事長	○	※

※オブザーバー（部会設置要綱案第3条第3項）

部会の開催スケジュール案

指定業務を円滑に進めるため、R4年度中に部会を設置し、年明けには、指定スケジュール・指定要件を府内医療機関に周知できるよう、（B水準）等の設定等の協議を実施

R5年度は、80機関程度の申請が予想。現時点では、BとC水準の重複申請も想定される。審査等に向けて相応の事務量が発生することから、申請受付については、通年受付ではなく、第1期、第2期と期を分けて対応していくこととしたい。



参考) 各水準の要件について

水準	対象	要件
A水準	診療従事勤務 医師	年 960 時間以内（指定不要）
B水準	救急医療機関 等に従事する 医師	<p><u>年960時間以上1,860時間以内（指定必要）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関 救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上 医療計画において5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関 ・在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ・都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
連携B水準	副業・兼業して いる医師	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関
C-1水準	臨床研修医・ 専攻医	臨床研修医・専攻医を有する医療機関
C-2水準	特定の高度な 技術習得者	厚生労働大臣が公示する「医師を育成することが公益上必要である分野」において、特定高度技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有している医療機関（審査組織において確認）

※A水準を除き、いずれも36協定において年**960**時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること（連携Bについては、自院のみでは**960**時間以下であるが、副業・兼業先と通算すると**960**時間を超えること）

参考) 府内病院の意向状況 (R4.7月時点)

【1】 令和3年度に実施した調査

■ 病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査【厚生労働省】

調査実施期間：令和3年8月12日～8月31日

対象：全病院

■ 医師の働き方改革チェックシート【大阪府】

調査実施期間：令和3年8月31日～9月16日

対象：168病院（B、C要件があると想定される病院等）

■ 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査【厚生労働省】

調査実施期間：令和4年3月4日～3月31日

対象：全病院

回答を集約

【2】 病院の意向状況

府内病院数	A水準 (府指定意向なし)	B・C水準 (府指定意向あり)	未回答 (方針不明)
	506	280	81
(参考) うち、 大学病院及び 公立・公的病院 54	24	28	2